

指定介護予防短期入所生活介護 並びに指定短期入所生活介護 運 営 規 程

第一章 総 則

(規定の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜園が経営する指定介護予防短期入所生活介護並びに指定短期入所生活介護（以下、単に二事業という）の運営および利用について必要な事項を定め、以って入居者と協働して次項の基本方針を達成するために、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

二事業は同一の事業所において一体的かつ特別養護老人ホーム 桜の丘の併設事業所として運営します。

(基本方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行い、以って利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

2 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。

3 介護サービス等の提供にあたっては、利用者の立場にたちその意思や人格を尊重して行います。

- 4 二事業を運営するに当たっては、事業者・利用者ともに地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

（利用定員）

第3条 一日に二事業のサービスを提供する定員は20名とします。

第二章 職員および職務分掌

（職員の区分）

第4条 二事業の遂行のために、勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者（施設長） 1名

施設の業務を統括します。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行します。

- (2) 生活相談員 1名以上

利用者の入退所、生活指導および処遇の企画立案・実施に関することに従事します。

- (4) 介護職員または看護職員 2名以上

生活相談員と密接な連携を図り、短期入所生活介護計画に従った介護を行います。

- (5) 管理栄養士 1名

短期入所生活介護サービス利用者の栄養管理を行います。

- (6) 機能訓練指導員 1名

短期入所生活介護サービス利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

- (7) 介護支援専門員 1名

短期入所生活介護サービス利用者およびその家族の希望、入居者について居宅サービスを基に目標およびその達成時期、施設サービスの内容、そ

の留意事項を記載した施設サービス計画の作成に従事します。

(8) 医師 1名 (非常勤)

短期入所生活介護サービス利用者の健康管理を行います。

(勤務体制の確保等)

第5条 二事業を行うにあたっては、利用者に対し適切な介護サービス等を提供できるように、重要事項説明書記載のとおり、職員の勤務体制を定めます。

2 事業者は、すべての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(会議等)

第6条 二事業の円滑な運営を図るため、次の会議ならびに委員会を設置します。

- (1) 運営会議
- (2) 入退居および通所判定会議
- (3) 療養部会議
- (4) 入所検討委員会
- (5) リスクマネジメント委員会
- (6) 身体拘束廃止委員会
- (7) サービス・生産性向上委員会
- (8) 給食委員会
- (9) 感染対策委員会
- (10) 排泄委員会
- (11) ノーリフティングケア推進委員会
- (12) 高齢者虐待防止推進委員会
- (13) ケアプラン相談会
- (14) その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に関する必要事項は、別に管理者が定めます。

第三章 短期入所生活介護の開始および終了

(内容および手続きの説明と同意)

第7条 二事業のサービスの提供の開始に際しては、予め、利用申込者またはその家族に対し、重要事項（運営規程の概要、二事業の介護職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項）を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明し、書面による同意を得るものとしします。

(受給資格等の確認)

第8条 二事業のサービスの提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無および要介護認定等の有効期間を確かめるものとしします。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、二事業のサービスの提供を行います。

(開始および終了)

第9条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある人を対象に、二事業によるサービスを提供します。

2 居宅介護支援事業者その他、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、二事業のサービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健・医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行います。

3 二事業の運営にあたっては、正当な理由がある場合を除き、その生活介護の提供を拒みません。

4 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な二事業のサービスを提供することが困難である場合には、その利用申込者が利用している居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を行います。

- 5 二事業のサービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第10条 二事業のサービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

(開始および終了の記録の記載)

第11条 二事業のサービスを提供した際には、当該二事業のサービスの提供日および内容、当該二事業のサービスについて利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費・居宅支援サービス費・介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載します。

第四章 二事業の内容とサービス提供の手続

(二事業の内容)

第12条 二事業の内容は次のとおりです。

- (1) 送迎
- (2) 居室の提供
- (3) 食事の提供
- (4) 食事、排泄、入浴、離床、着替え、整髪等の介助
- (5) 機能訓練等

- (6) 健康管理
- (7) 相談・援助
- (8) 各種行事、外部講師による活動、レクリエーション等社会生活上の便宜供与
- (9) 理容・美容
- (10) その他の日常生活上の必要な援助

2 送迎の実施地域は次のとおりです。

- (1) 筑後市（全域）
- (2) 久留米市（荒木町 大善寺町 城島町 三瀨町 上津 津福
西町 南町 藤山町）
- (3) 広川町（下広川町 中広川町）
- (4) 八女市（岡山地区）
- (5) 大木町（全域）

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第13条 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿って二事業のサービスを提供します。

（短期入所生活介護計画の作成）

第14条の1 管理者（施設長）は、介護支援専門員（以下、計画担当介護支援専門員という）に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

2 計画担当介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮し、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成します。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

- 4 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護計画を作成にあたっては、その内容についてその利用者またはその家族に対し説明し、利用者の同意を得るものとします。
- 5 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護計画を作成した際には、その計画を利用者に交付します。

(指定短期入所生活介護サービスの取扱方針)

- 第14条の2 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行います。
- 2 指定短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して利用する利用者については、漠然かつ画一的なものとならないよう短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
 - 3 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を心がけ、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等（自立のためのサービスであること、よって身体拘束は原則として行わないこと等）について、分かりやすく理解が得られるよう説明します。
 - 4 指定短期入所生活介護の提供に当たり、その利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない理由があるときは、予め事業所の定めた手続に則り、身体的拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。以上を除いては、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。
 - 5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - 6 自ら、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、その結果を生かして継続的に質の向上を図ります。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

- 第15条の1 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- 2 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師または歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ります。
- 3 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たります。
- 4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。
- 5 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

- 第15条の2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行います。
- 2 計画担当介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入居することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
- 3 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- 4 計画担当介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。

- 5 計画担当介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付します。
- 6 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- 7 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

(介護)

第16条 介護は、利用者の自立支援に資するとともに日常生活の充実感を味わえるよう、利用者の意思を尊重し、指定短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、適切な技術をもって行います。

- 2 利用者に対し、個人の状態に応じた食事形態にて食事を提供し、また、介助が必要な利用者に対しては、適切な方法で食事介助を行います。
- 3 利用者の尊厳に配慮し、個々の排泄パターンに応じて随時トイレ誘導を行い、排泄の自立に向けて必要な援助をします。
- 4 オムツを使用せざるを得ない利用者に対し、適切なオムツを使用するとともに、随時にオムツを取り替えます。
- 5 入浴日を1週間に2回以上及び必要に応じ適宜、適切な方法により利用者の入浴を実施します。入浴できない場合は清拭します。
- 6 利用者に対し、個々の生活のリズムに沿って、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- 7 夜間を含めて常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとします。

(食事の提供)

第17条 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮して次の時間を目安に提供します。

朝 食	8時00分～
昼 食	12時00分～
おやつ	15時00分～

夕食 17時30分～

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でとるものとしします。

(相談および援助)

- 第18条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(機能訓練)

- 第19条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。

(健康管理)

- 第20条 医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努めます。

(衛生管理)

- 第21条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に使用する水について、衛生的な管理に努めまたは衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品および医療用具の管理を適切に行います。

- 2 施設において感染症および食中毒が発生、または蔓延しないように必要な措置を講じます。

(協力医療機関)

- 第22条 重要事項説明書に記載するとおり治療を必要とする利用者のために植田病院と筑後市立病院を協力病院とし、いなとみ歯科クリニックを協力歯科、川村皮膚科形成外科医院を協力皮膚科とします。

(レクリエーション等)

- 第23条 楽しい日常生活を送る上で必要な娯楽機会等を整え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行います。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るように努めます。

第五章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第24条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する二事業のサービスを提供した場合は、利用者から別表にかかげる利用料の自己負担金の支払を受けるものとします。

2 次のサービスの提供を行った場合は、利用者から、重要事項説明書に記載する費用の支払いを受けることができます。

- (1) 別表に記載する居室利用料（滞在費）
- (2) 別表に記載する食事代・及び利用者の身体状況によって生じた栄養補助食品等の費用
- (3) 利用者の希望によって、特別な食事・寝具・衣類・洗濯サービスの提供をしたことに伴い生じた費用
- (4) 理美容代
- (5) 利用者の希望によって、日常生活上の身の回り品等（タオル、ティッシュ、歯ブラシ、化粧品等）を提供したことに伴い生じた費用
- (6) 利用者の希望によって日常生活を充実させるために教養娯楽（レクリエーション・活動等）を提供したことによって生じた費用
- (7) 送迎に要する費用（指定地域以外についての費用で1kmにつき20円）

3 事業者は、前項各号に該当するサービスを提供するにあたっては、予め、利用者またはその家族に対し、それらのサービスの内容および費用の説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 法定代理受領サービスに該当しない二事業に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した二事業のサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付します。

第六章 施設の利用に当たっての留意事項

(来訪・面会)

第26条 来訪者は面会時間（8時30分～20時00分）を遵守し、その都度職員へ申し出るものとします。また、来訪者が宿泊される場合には事前に施設の許可を得るものとします。

(外出)

第27条 利用者が外出を行う際には必ず事前に行き先、帰所時間および食事の要・不要を職員に届け出るものとします。

(配置医師以外の医療機関への受診および入院)

第28条 利用者の緊急時における通院等および入院手続きについては原則としてご家族での対応とします。また慢性疾患の通院等および入院についても同様の対応とします。

(居室・設備・器具のご利用)

第29条 施設内の居室、設備および器具に対する利用者の利用は本来の用法に従って利用するものとします。また、これに反した利用により破損等が生じた場合は、利用者に賠償を求める場合があります。

(喫煙)

第30条 原則として建物内の喫煙は禁止とします。

(迷惑行為等)

第31条 利用者は騒音等他の利用者の迷惑になる行為は禁止します。(自傷他害行為も含みます) また、むやみに他の利用者の居室等への立ち入りも禁止するものとします。

(物品等のやりとり)

第32条 原則として利用者間での物品等(食べ物含む)のやり取りは事故防止のため禁止するものとします。

(エレベーターの使用)

第33条 原則として危険防止のため利用者一人でのエレベーターの利用は禁じます。よって自己管理可能な利用者は利用される際に事前に職員まで

知らせることとします。

(電気製品等の持込)

第34条 電気製品の持ち込みは事前に申請を行うものとします。

(アレルギー等について)

第35条 利用の際には食べ物、花粉、薬剤、繊維等のアレルギーがある利用者は事前に施設に知らせることとします。

(所持品の管理)

第36条 利用者の所持品にはすべて記名の上、居室に備え付けのロッカーを利用することとします。また、季節ごとの衣類交換は原則として家族で行うこととします。

(貴重金品等の管理)

第37条 原則として貴重金品の持ち込みはお断りします。

(宗教活動・政治活動)

第38条 施設内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動は禁じます。

(動物の飼育)

第39条 施設内でのペットの持ち込みおよび飼育は禁じます。

第七章 緊急時における対応

(緊急時等の対応)

第40条 事業者は、現に二事業のサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ二事業を行う者が定めた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第41条 事業者は事故の発生またはその再発を防止する為、次の各号に定める措置を講じます。

- 1 利用者に対する二事業のサービスの提供により事故が発生した場合

は、速やかに市町村、利用者の家族、その利用者についての居宅介護支援事業者等連絡するとともに必要な措置を講じ記録するものとします。

2 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。

3 利用者に対する二事業のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

4 事故が発生した場合の対応として、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止の為の指針を整備します。

5 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底します。

6 外部の一定の研修を受講した職員を安全対策の担当者として定め、事故発生の防止のための委員会の開催および職員に対する研修を定期的に行います。

第八章 虐待防止と身体的拘束の禁止

(高齢者虐待防止)

第42条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとします。

(2) 虐待の防止のための指針を整備し、担当者を定めます。

(3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を開催します。

(身体的拘束などの禁止)

第43条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利

利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合でその代替策がない時には一時的に拘束を行うことがある。

(1)前項の規定による身体的拘束を行う場合には、予め利用者の家族に、利用者の身体状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束などの態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得るものとする。

(2)前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者および計画作成担当者、介護従事者により検討会議等を行う。また、経過観察期間を整備する。

2. 事業者は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

(1)身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2)身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束などの適正化の為の研修を定期的実施する。

第九章 非常災害時等対策

(非常災害時等対策)

第44条 事業者は、非常災害時等に関する事業継続計画（BPC）を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。また、非常災害（火災、地震等）に備えて、避難・救出その他の必要な訓練を年2回（昼間1回、夜間1回）実施します。

第十章 その他の施設運営に関する重要事項

(サービス利用にあたって利用者に遵守していただく事項)

第45条 利用者は努めて健康に留意するものとします。

2 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けます。来訪者が宿

泊される場合は、必ずその都度職員の許可が必要です。

- 3 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってのみ使用するものとし、これに反した利用によって何らかの損害が発生した場合は、その賠償を求めることがあります。
- 4 騒音等をたてたりして他の利用者の迷惑となる行為を慎むものとし、また、必要性がないのにむやみに他の利用者の居室等に立ち入らないものとします。
- 5 施設内で他の利用者に対して宗教活動および政治活動を行わないものとし、

(設置)

第46条 事業者は、施設の見やすいところに、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を回覧可能な場所に設置すると共に当施設のホームページに掲載します。

(秘密保持等個人情報の適切な取扱い)

第47条 事業所の職員は、利用者やその家族に関する個人情報を収集（取得）・利用（第三者への提供を含む）する場合は、別に定める「個人情報の適切な取扱いに関する書面」に記載された事項を遵守します。退職した場合も同様とします。

(居宅介護支援事業者との関係で利益の供与の禁止)

第48条 事業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に事業者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

(苦情解決)

第 49 条 事業者は、二事業のサービスに関する利用者やその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、周知するとともに、申出があった場合には適切に解決するよう努めます。

2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録します。

3 事業者は、二事業のサービスに関し、市町村から文書等の提出もしくは

は提示を求められたり、質問または紹介を受けたりした場合には、市町村の調査に協力するとともに、市町村から指示または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行います。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

5 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会および福岡県運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会および福岡県運営適正化委員会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会および福岡県運営適正化委員会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会および福岡県運営適正化委員会に報告します。

(地域との連携)

第50条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民またはその自主的活動等との連携および協力を行う等地域との交流に努めます。

2 後進の育成の為、学生を受け入れます。

(利用者に関する市町村への通知)

第51条 事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、速やかに意見を付してその旨を市町村に通知します。

(1) 正当な理由がないのに、利用者が二事業のサービス利用に関する指示に従わず、その結果、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき

(記録の整備)

第52条 事業者は、従業者、設備、会計および利用者に対する二事業のサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

(1) 短期入所生活介護計画に関する記録

- (2) 提供した具体的なサービス内容等に関する記録
- (3) 身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第 53 条 事業者は適切な指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 10 日から施行します。